

中華人民共和国反組織犯罪法（日本語訳）

出典：中国人大網（全国人民代表大会ウェブサイト）掲載「中华人民共和国反有组织犯罪法」（2021年12月24日公布、2022年5月1日施行）

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202112/t20211224_315575.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、特定の役割を担う者を指す語（管理者など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：2021年12月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議で可決。2022年5月1日施行。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】为了预防和惩治有组织犯罪，加强和规范反有组织犯罪工作，维护国家安全、社会秩序、经济秩序，保护公民和组织的合法权益，根据宪法，制定本法。

【訳文】組織犯罪を予防し及び処罰し、反組織犯罪業務を強化し及び規範化し、国家の安全、社会秩序及び経済秩序を維持し、公民及び組織の合法的な權益を保護するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】本法所称有组织犯罪，是指《中华人民共和国刑法》第二百九十四条规定的组织、领导、参加黑社会性质组织犯罪，以及黑社会性质组织、恶势力组织实施的犯罪。

本法所称恶势力组织，是指经常纠集在一起，以暴力、威胁或者其他手段，在一定区域或者行业领域内多次实施违法犯罪活动，为非作恶，欺压群众，扰乱社会秩序、经济秩序，造成较为恶劣的社会影响，但尚未形成黑社会性质组织的犯罪组织。

境外的黑社会组织到中华人民共和国境内发展组织成员、实施犯罪，以及在境外对中华人民共和国国家或者公民犯罪的，适用本法。

【訳文】この法律において組織犯罪とは、《中華人民共和国刑法》第294条に定める黒社会的性質を有する組織を組織し、指導し又はこれに参加する犯罪並びに黒社会的性質を有する組織及び悪勢力組織が実行する犯罪をいう。

この法律において悪勢力組織とは、常に寄り集まり、暴力、威嚇その他の手段により、一定の地域又は業界分野において多数回にわたり違法犯罪活動を実行し、悪事を働き、大衆を虐げ、社会秩序及び経済秩序を攪乱し、比較的悪質な社会的影響を生じさせているが、まだ黒社会的性質を有する組織を形成していない犯罪組織をいう。

境外の黒社会組織が中華人民共和国の境内に来て組織の構成員を勧誘し若しくは犯罪を実行し、又は境外で中華人民共和国の国家若しくは公民に対して罪を犯したときは、この法律を適用する。

第三条

【原文】反有组织犯罪工作应当坚持总体国家安全观，综合运用法律、经济、科技、文化、教育等手段，建立健全反有组织犯罪工作机制和有组织犯罪预防治理体系。

【訳文】反組織犯罪業務においては、総体的国家安全観を堅持し、法律、経済、科学技術、文化、教育等の手段を総合的に運用し、反組織犯罪業務の仕組み及び組織犯罪の予防・ガバナンス体系を確立し及び整備しなければならない。

第四条

【原文】反有组织犯罪工作应当坚持专门工作与群众路线相结合，坚持专项治理与系统治理相结合，坚持与反腐败相结合，坚持与加强基层组织建设相结合，惩防并举、标本兼治。

【訳文】反組織犯罪業務においては、専門業務と大衆路線との結合、特定分野の取締りとシステムのガバナンスとの結合、反腐败との結合及び末端組織の建設の強化との結合を堅持し、処罰と予防を併せて行い、対症療法と根本的治療を兼ねなければならない。

第五条

【原文】反有组织犯罪工作应当依法进行，尊重和保障人权，维护公民和组织的合法权益。

【訳文】反組織犯罪業務は、法に従って行い、人権を尊重し及び保障し、公民及び組織の合法的な權益を守らなければならない。

第六条

【原文】监察机关、人民法院、人民检察院、公安机关、司法行政机关以及其他有关国家机关，应当根据分工，互相配合，互相制约，依法做好反有组织犯罪工作。

有关部门应当动员、依靠村民委员会、居民委员会、企业事业单位、社会组织，共同开展反有组织犯罪工作。

【訳文】監察機関、人民法院、人民検察院、公安機関、司法行政機関その他の関係国家機関は、分担に従い、相互に協力し、相互に制約し、法に従って反組織犯罪業務を適切に行わなければならない。

関係部門は、村民委員会、住民委員会、企業・事業単位及び社会組織を動員し、これらに依拠して、共同で反組織犯罪業務を展開しなければならない。

第七条

【原文】任何单位和个人都有协助、配合有关部门开展反有组织犯罪工作的义务。

国家依法对协助、配合反有组织犯罪工作的单位和个人给予保护。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、関係部門による反組織犯罪業務の展開に協力し及び協調する義務を負う。

国家は、反組織犯罪業務に協力し及び協調した法人その他の団体及び個人を法により保護する。

第八条

【原文】国家鼓励单位和个人举报有组织犯罪。

对举报有组织犯罪或者在反有组织犯罪工作中作出突出贡献的单位和个人，按照国家有关规定给予表彰、奖励。

【訳文】国家は、法人その他の団体及び個人が組織犯罪を通報することを奨励する。

組織犯罪を通報し、又は反組織犯罪業務において際立った貢献をした法人その他の団体及び個人に対しては、国家の関係規定により表彰し及び報奨を与える。

第2章 予防及びガバナンス（第二章 预防和治理）

第九条

【原文】各级人民政府和有关部门应当依法组织开展有组织犯罪预防和治理工作，将有组织犯罪预防和治理工作纳入考评体系。

村民委员会、居民委员会应当协助人民政府以及有关部门开展有组织犯罪预防和治理工作。

【訳文】各級人民政府及び関係部門は、法により組織犯罪の予防及びガバナンスの業務を組織して展開し、組織犯罪の予防及びガバナンスの業務を考課評価体系に組み入れなければならない。

村民委員会及び住民委員会は、人民政府及び関係部門が組織犯罪の予防及びガバナンスの業務を展開することに協力しなければならない。

第十条

【原文】承担有组织犯罪预防和治理职责的部门应当开展反有组织犯罪宣传教育，增强公民的反有组织犯罪意识和能力。

监察机关、人民法院、人民检察院、公安机关、司法行政机关应当通过普法宣传、以案释法等方式，开展反有组织犯罪宣传教育。

新闻、广播、电视、文化、互联网信息服务等单位，应当有针对性地向社会开展反有组织犯罪宣传教育。

【訳文】組織犯罪の予防及びガバナンスの職責を担う部門は、反組織犯罪の宣伝教育を展開し、公民の反組織犯罪の意識及び能力を高めなければならない。

監察機関、人民法院、人民検察院、公安機関及び司法行政機関は、法律普及宣伝、事件を通じた法の解説等の方法により、反組織犯罪の宣伝教育を展開しなければならない。

報道、放送、テレビ、文化、インターネット情報サービス等の法人その他の団体は、社会に向けて的を絞った反組織犯罪の宣伝教育を展開しなければならない。

第十一条

【原文】教育行政部门、学校应当会同有关部门建立防范有组织犯罪侵害校园工作机制，加强反有组织犯罪宣传教育，增强学生防范有组织犯罪的意识，教育引导学生自觉抵制有组织犯罪，防范有组织犯罪的侵害。

学校发现有组织犯罪侵害学生人身、财产安全，妨害校园及周边秩序的，有组织犯罪组织在学生中发展成员的，或者学生参加有组织犯罪活动的，应当及时制止，采取防范措施，并向公安机关和教育行政部门报告。

【訳文】教育行政部門及び学校は、関係部門と共同して組織犯罪による校内侵害を防止する業務の仕組みを確立し、反組織犯罪の宣伝教育を強化し、学生の組織犯罪を防ぐ意識を高

め、学生が自覚的に組織犯罪に抵抗し、組織犯罪による侵害を防ぐよう教育し指導しなければならない。

学校は、組織犯罪が学生の人身若しくは財産の安全を侵害し若しくは校内及びその周辺の秩序を妨害していること、組織犯罪の組織が学生の中で構成員を勧誘していること、又は学生が組織犯罪活動に参加していることを発見したときは、速やかに制止し、防止措置をとり、かつ、公安機関及び教育行政部門に報告しなければならない。

第十二条

【原文】民政部门应当会同监察机关、公安机关等有关部门，对村民委员会、居民委员会成员候选人资格进行审查，发现因实施有组织犯罪受过刑事处罚的，应当依照有关规定及时作出处理；发现有组织犯罪线索的，应当及时向公安机关报告。

【訳文】民政部門は、監察機関、公安機関等の関係部門と共同して、村民委員会及び住民委員会の構成員候補者の資格を審査し、組織犯罪の実行により刑事処罰を受けたことのある者を発見したときは、関係規定により速やかに処理し、組織犯罪の手掛かりを発見したときは、速やかに公安機関に報告しなければならない。

第十三条

【原文】市场监管、金融监管、自然资源、交通运输等行业主管部门应当会同公安机关，建立健全行业有组织犯罪预防和治理长效机制，对相关行业领域内有组织犯罪情况进行监测分析，对有组织犯罪易发的行业领域加强监督管理。

【訳文】市場監督管理、金融監督管理、自然資源、交通運輸等の業界主管部門は、公安機関と共同して、業界の組織犯罪の予防及びガバナンスの長期的な仕組みを確立し及び整備し、関連する業界分野における組織犯罪の状況について監視分析を行い、組織犯罪が発生しやすい業界分野について監督管理を強化しなければならない。

第十四条

【原文】监察机关、人民法院、人民检察院、公安机关在办理案件中发现行业主管部门有组织犯罪预防和治理工作存在问题的，可以书面向相关行业主管部门提出意见建议。相关行业主管部门应当及时处理并书面反馈。

【訳文】監察機関、人民法院、人民検察院及び公安機関は、事件の処理において業界主管部門の組織犯罪の予防及びガバナンスの業務に問題があることを発見したときは、書面により関連する業界主管部門に意見及び提案を提出することができる。関連する業界主管部門は、速やかに処理し、書面により回答しなければならない。

第十五条

【原文】公安机关可以会同有关部门根据本地有组织犯罪情况，确定预防和治理的重点区域、行业领域或者场所。

重点区域、行业领域或者场所的管理单位应当采取有效措施，加强管理，并及时将工作情况向公安机关反馈。

【訳文】公安機関は、関係部門と共同して、当該地方の組織犯罪の状況に応じて、予防及びガバナンスの重点となる区域、業界分野又は場所を確定することができる。

重点となる区域、業界分野又は場所の管理者は、有効な措置をとって管理を強化し、かつ、業務の状況を速やかに公安機関に報告しなければならない。

第十六条

【原文】电信业务经营者、互联网信息服务提供者应当依法履行网络信息安全管理义务，采取安全技术防范措施，防止含有宣扬、诱导有组织犯罪内容的信息传播；发现含有宣扬、诱导有组织犯罪内容的信息的，应当立即停止传输，采取消除等处置措施，保存相关记录，并向公安机关或者有关部门报告，依法为公安机关侦查有组织犯罪提供技术支持和协助。

网信、电信、公安等主管部门对含有宣扬、诱导有组织犯罪内容的信息，应当按照职责分工，及时责令有关单位停止传输、采取消除等处置措施，或者下架相关应用、关闭相关网站、关停相关服务。有关单位应当立即执行，并保存相关记录，协助调查。对互联网上来源于境外的上述信息，电信主管部门应当采取技术措施，及时阻断传播。

【訳文】電気通信業務経営者及びインターネットサービス提供者は、法によりネットワーク情報の安全管理義務を履行し、安全技術上の防止措置をとり、組織犯罪を宣伝し又は誘導する内容を含む情報の伝播を防止しなければならない。組織犯罪を宣伝し又は誘導する内容を含む情報を発見したときは、直ちに送信を停止し、削除等の処置措置をとり、関連する記録を保存し、公安機関又は関係部門に報告し、法により公安機関の組織犯罪の捜査のために技術的支援及び協力を提供しなければならない。

インターネット情報、電気通信、公安等の主管部门は、組織犯罪を宣伝し又は誘導する内容を含む情報について、職責の分担に従い、速やかに関係する法人その他の団体に対し、送信の停止、削除等の処置措置をとること、又は関連するアプリケーションの配信停止、関連するウェブサイトの閉鎖若しくは関連するサービスの停止を命じなければならない。関係する法人その他の団体は、直ちに実行し、関連する記録を保存し、調査に協力しなければならない。インターネット上の境外に由来する上記の情報については、電気通信主管部门は、技術的措置をとり、速やかにその伝播を遮断しなければならない。

第十七条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门、国务院其他有关部门、机构应当督促金融机构和特定非金融机构履行反洗钱义务。发现与有组织犯罪有关的可疑交易活动的，有关主管部门可以依法进行调查，经调查不能排除洗钱嫌疑的，应当及时向公安机关报案。

【訳文】国務院のマネーロンダリング防止行政主管部門並びに国務院のその他の関係部門及び機構は、金融機関及び特定非金融機関に対し、マネーロンダリング防止義務を履行するよう督促しなければならない。組織犯罪に関係する疑わしい取引活動を発見したときは、関係主管部門は、法により調査を行うことができ、調査を経てもマネーロンダリングの嫌疑を排除することができないときは、速やかに公安機関に事件を通報しなければならない。

第十八条

【原文】监狱、看守所、社区矫正机构对有组织犯罪的罪犯，应当采取有针对性的监管、教育、矫正措施。

有组织犯罪的罪犯刑满释放后，司法行政机关应当会同有关部门落实安置帮教等必要措施，促进其顺利融入社会。

【訳文】監獄、看守所及びコミュニティ矯正機構は、組織犯罪の受刑者に対し、的を絞った監督管理、教育及び矯正の措置をとらなければならない。

組織犯罪の受刑者が刑期満了により釈放された後、司法行政機関は、関係部門と共同して、受入れ及び援助教育等の必要な措置を実施し、その者の円滑な社会への融合を促進しなければならない。

第十九条

【原文】对因组织、领导黑社会性质组织被判处刑罚的人员，设区的市级以上公安机关可以决定其自刑罚执行完毕之日起，按照国家有关规定向公安机关报告个人财产及日常活动。报告期限不超过五年。

【訳文】黒社会的性質を有する組織を組織し又は指導したことにより刑罰を言い渡された者については、区を設ける市級以上の公安機関は、その者に対し、刑罰の執行終了の日から、国家の関係規定に従って公安機関に個人の財産及び日常活動を報告させる旨を決定することができる。報告期間は、5年を超えないものとする。

第二十条

【原文】曾被判处刑罚的黑社会性质组织的组织者、领导者或者恶势力组织的首要分子开办企业或者在企业中担任高级管理人员的，相关行业主管部门应当依法审查，对其经营活动加强监督管理。

【訳文】 刑罰を言い渡されたことのある黒社会的性質を有する組織の組織者若しくは指導者又は悪勢力組織の首謀者が企業を開設し、又は企業において高級管理職を担当するときは、関連する業界主管部門は、法により審査し、その経営活動に対する監督管理を強化しなければならない。

第二十一条

【原文】 移民管理、海关、海警等部门应当会同公安机关严密防范境外的黑社会组织入境渗透、发展、实施违法犯罪活动。

出入境证件签发机关、移民管理机构对境外的黑社会组织的人员，有权决定不准其入境、不予签发入境证件或者宣布其入境证件作废。

移民管理、海关、海警等部门发现境外的黑社会组织的人员入境的，应当及时通知公安机关。发现相关人员涉嫌违反我国法律或者发现涉嫌有组织犯罪物品的，应当依法扣留并及时处理。

【訳文】 移民管理、税関、海警等の部門は、公安機関と共同して、境外の黒社会組織が入境して浸透し、勧誘し、又は違法犯罪活動を実行することを嚴重に防止しなければならない。出入国証明書の発給機関及び移民管理機構は、境外の黒社会組織の人員に対し、その入境を許可せず、入境証明書を発給せず、又はその入境証明書を無効と宣言することを決定する権限を有する。

移民管理、税関、海警等の部門は、境外の黒社会組織の人員が入境したことを発見したときは、速やかに公安機関に通知しなければならない。関係者がわが国の法律に違反した疑いがあることを発見し、又は組織犯罪に関わる疑いのある物品を発見したときは、法により留置し、速やかに処理しなければならない。

第3章 事件の処理（第三章 案件办理）

第二十二条

【原文】 办理有组织犯罪案件，应当以事实为根据，以法律为准绳，坚持宽严相济。

对有组织犯罪的组织者、领导者和骨干成员，应当严格掌握取保候审、不起诉、缓刑、减刑、假释和暂予监外执行的适用条件，充分适用剥夺政治权利、没收财产、罚金等刑罚。

有组织犯罪的犯罪嫌疑人、被告人自愿如实供述自己的罪行，承认指控的犯罪事实，愿意接受处罚的，可以依法从宽处理。

【訳文】 組織犯罪事件を処理するに当たっては、事実を根拠とし、法律を基準とし、寛嚴相済（寛大と厳格の適切な組合せ）を堅持しなければならない。

組織犯罪の組織者、指導者及び中核構成員に対しては、保証人を立てさせての審判待ち（取保候審）、不起訴、執行猶予、減刑、仮釈放及び一時的監獄外執行の適用要件を厳格に運用し、政治的権利の剥奪、財産の没収、罰金等の刑罰を十分に適用しなければならない。

組織犯罪の被疑者又は被告人が自発的に自己の罪を事実のとおり供述し、起訴された犯罪事実を認め、処罰を受け入れる意思を示したときは、法により寛大に処理することができる。

第二十三条

【原文】 利用网络实施的犯罪，符合本法第二条规定的，应当认定为有组织犯罪。

为谋取非法利益或者形成非法影响，有组织地进行滋扰、纠缠、哄闹、聚众造势等，对他人形成心理强制，足以限制人身自由、危及人身财产安全，影响正常社会秩序、经济秩序的，可以认定为有组织犯罪的犯罪手段。

【訳文】 ネットワークを利用して実行された犯罪で、この法律第2条の規定に該当するものは、組織犯罪と認定しなければならない。

不法な利益を図り、又は不法な影響力を形成するため、組織的に嫌がらせ、つきまとい、騒ぎ立て、集団での威勢の誇示等を行い、他人に心理的強制を加え、人身の自由を制限し、人身及び財産の安全を危うくし、正常な社会秩序及び経済秩序に影響を及ぼすに足りるときは、組織犯罪の犯罪手段と認定することができる。

第二十四条

【原文】 公安机关应当依法运用现代信息技术，建立有组织犯罪线索收集和研判机制，分级分类进行处置。

公安机关接到对有组织犯罪的报案、控告、举报后，应当及时开展统计、分析、研判工作，组织核查或者移送有关主管机关依法处理。

【訳文】 公安機関は、法により現代情報技術を運用し、組織犯罪の手掛かりの収集及び分析判断の仕組みを確立し、等級別及び類型別に処置を行わなければならない。

公安機関は、組織犯罪について事件の通報、告訴又は告発を受けた後、速やかに統計、分析及び判断の業務を展開し、確認調査を組織し、又は関係主管機関に移送して法により処理させなければならない。

第二十五条

【原文】 有关国家机关在履行职责时发现组织犯罪线索，或者接到有组织犯罪的举报的，应当及时移送公安机关等主管机关依法处理。

【訳文】 関係国家機関は、職責の履行に当たり組織犯罪の手掛かりを発見し、又は組織犯罪の告発を受けたときは、速やかに公安機関等の主管機関に移送して法により処理させなければならない。

第二十六条

【原文】公安机关核查有组织犯罪线索，可以按照国家有关规定采取调查措施。公安机关向有关单位和个人收集、调取相关信息和材料的，有关单位和个人应当如实提供。

【訳文】公安機関は、組織犯罪の手掛かりを確認調査するに当たり、国家の関係規定に従って調査措置をとることができる。公安機関が関係する法人その他の団体及び個人から関連する情報及び資料を収集し又は取り寄せるときは、関係する法人その他の団体及び個人は、事実のとおり提供しなければならない。

第二十七条

【原文】公安机关核查有组织犯罪线索，经县级以上公安机关负责人批准，可以查询嫌疑人员的存款、汇款、债券、股票、基金份额等财产信息。

公安机关核查黑社会性质组织犯罪线索，发现涉案财产有灭失、转移的紧急风险的，经设区的市级以上公安机关负责人批准，可以对有关涉案财产采取紧急止付或者临时冻结、临时扣押的紧急措施，期限不得超过四十八小时。期限届满或者适用紧急措施的情形消失的，应当立即解除紧急措施。

【訳文】公安機関は、組織犯罪の手掛かりを確認調査するに当たり、県級以上の公安機関の責任者の承認を経て、嫌疑者の預金、送金、債券、株式、ファンド持分等の財産情報を照会することができる。

公安機関は、黒社会的性質を有する組織の犯罪の手掛かりを確認調査するに当たり、事件に関わる財産が滅失し又は移転される緊急の危険があることを発見したときは、区を設ける市級以上の公安機関の責任者の承認を経て、関連する事件関係財産について緊急支払停止又は臨時凍結若しくは臨時押収の緊急措置をとることができる。その期間は、48時間を超えてはならない。期間が満了し、又は緊急措置を適用する事由が消滅したときは、直ちに緊急措置を解除しなければならない。

第二十八条

【原文】公安机关核查有组织犯罪线索，发现犯罪事实或者犯罪嫌疑人的，应当依照《中华人民共和国刑事诉讼法》的规定立案侦查。

【訳文】公安機関は、組織犯罪の手掛かりを確認調査し、犯罪事実又は被疑者を発見したときは、《中華人民共和国刑事訴訟法》の規定により立件して捜査しなければならない。

第二十九条

【原文】公安机关办理有组织犯罪案件，可以依照《中华人民共和国出境入境管理法》的规定，决定对犯罪嫌疑人采取限制出境措施，通知移民管理机构执行。

【訳文】公安機関は、組織犯罪事件を処理するに当たり、《中華人民共和国出境入境管理法》の規定により、被疑者に対して出国制限措置をとることを決定し、移民管理機構に通知して執行させることができる。

第三十条

【原文】对有组织犯罪案件的犯罪嫌疑人、被告人，根据办理案件和维护监管秩序的需要，可以采取异地羁押、分别羁押或者单独羁押等措施。采取异地羁押措施的，应当依法通知犯罪嫌疑人、被告人的家属和辩护人。

【訳文】組織犯罪事件の被疑者又は被告人に対しては、事件の処理及び監督管理秩序の維持の必要に応じて、他地域での勾留、分離勾留又は単独勾留等の措置をとることができる。他地域での勾留の措置をとるときは、法により被疑者又は被告人の家族及び弁護人に通知しなければならない。

第三十一条

【原文】公安机关在立案后，根据侦查犯罪的需要，依照《中华人民共和国刑事诉讼法》的规定，可以采取技术侦查措施、实施控制下交付或者由有关人员隐匿身份进行侦查。

【訳文】公安機関は、立件後、犯罪の捜査の必要に応じて、《中華人民共和国刑事訴訟法》の規定により、技術捜査措置をとり、コントロールド・デリバリーを実施し、又は関係者に身分を秘匿させて捜査を行うことができる。

第三十二条

【原文】犯罪嫌疑人、被告人检举、揭发重大犯罪的其他共同犯罪人或者提供侦破重大案件的重要线索或者证据，同案处理可能导致其本人或者近亲属有人身危险的，可以分案处理。

【訳文】被疑者又は被告人が重大な犯罪の他の共犯者を検挙し若しくは告発し、又は重大な事件の解決のための重要な手掛かり若しくは証拠を提供した場合において、同一事件として処理することによりその本人又は近親者に人身の危険が生じるおそれがあるときは、事件を分離して処理することができる。

第三十三条

【原文】犯罪嫌疑人、被告人积极配合有组织犯罪案件的侦查、起诉、审判等工作，有下列情形之一的，可以依法从宽处罚，但对有组织犯罪的组织者、领导者应当严格适用：

（一）为查明犯罪组织的组织结构及其组织者、领导者、首要分子的地位、作用提供重要线索或者证据的；

（二）为查明犯罪组织实施的重大犯罪提供重要线索或者证据的；

- （三）为查处国家工作人员涉有组织犯罪提供重要线索或者证据的；
- （四）协助追缴、没收尚未掌握的赃款赃物的；
- （五）其他为查办有组织犯罪案件提供重要线索或者证据的情形。

对参加有组织犯罪组织的犯罪嫌疑人、被告人不起诉或者免予刑事处罚的，可以根据案件的不同情况，依法予以训诫、责令具结悔过、赔礼道歉、赔偿损失，或者由主管部门予以行政处罚或者处分。

【訳文】被疑者又は被告人が組織犯罪事件の捜査、起訴、裁判等の業務に積極的に協力し、次のいずれかに該当するときは、法により寛大に処罰することができる。ただし、組織犯罪の組織者及び指導者については、厳格に適用しなければならない。

（１）犯罪組織の組織構造並びにその組織者、指導者及び首謀者の地位及び役割の解明のために重要な手掛かり又は証拠を提供したとき。

（２）犯罪組織が実行した重大な犯罪の解明のために重要な手掛かり又は証拠を提供したとき。

（３）国家業務人員の組織犯罪への関与の調査処分のために重要な手掛かり又は証拠を提供したとき。

（４）まだ把握されていない不正な金銭及び物品の追徴及び没収に協力したとき。

（５）その他組織犯罪事件の調査処理のために重要な手掛かり又は証拠を提供したとき。

組織犯罪の組織に参加した被疑者又は被告人を不起訴とし、又はその刑事処罰を免除するときは、事件の個別の状況に応じて、法により、訓戒し、誓約書による反省、謝罪若しくは損害賠償を命じ、又は主管部门が行政処罰若しくは処分を科することができる。

第三十四条

【原文】对黑社会性质组织的组织者、领导者，应当依法并处没收财产。对其他组织成员，根据其在犯罪组织中的地位、作用以及所参与违法犯罪活动的次数、性质、违法所得数额、造成的损失等，可以依法并处罚金或者没收财产。

【訳文】黒社会的性質を有する組織の組織者及び指導者に対しては、法により財産の没収を併科しなければならない。その他の組織構成員に対しては、犯罪組織におけるその地位及び役割並びに参加した違法犯罪活動の回数、性質、違法所得の額、生じさせた損失等に応じて、法により罰金又は財産の没収を併科することができる。

第三十五条

【原文】对有组织犯罪的罪犯，执行机关应当依法从严管理。

黑社会性质组织的组织者、领导者或者恶势力组织的首要分子被判处十年以上有期徒刑、无期徒刑、死刑缓期二年执行的，应当跨省、自治区、直辖市异地执行刑罚。

【訳文】組織犯罪の受刑者に対しては、執行機関は、法により厳格に管理しなければならない。

黒社会的性質を有する組織の組織者若しくは指導者又は悪勢力組織の首謀者が10年以上の有期懲役、無期懲役又は2年の執行猶予付き死刑を言い渡されたときは、省、自治区又は直轄市の範囲を越えて他地域で刑罰を執行しなければならない。

第三十六条

【原文】对被判处十年以上有期徒刑、无期徒刑、死刑缓期二年执行的黑社会性质组织的组织者、领导者或者恶势力组织的首要分子减刑的，执行机关应当依法提出减刑建议，报经省、自治区、直辖市监狱管理机关复核后，提请人民法院裁定。

对黑社会性质组织的组织者、领导者或者恶势力组织的首要分子假释的，适用前款规定的程序。

【訳文】10年以上の有期懲役、無期懲役又は2年の執行猶予付き死刑を言い渡された黒社会的性質を有する組織の組織者若しくは指導者又は悪勢力組織の首謀者を減刑するときは、執行機関は、法により減刑建議を提出し、省、自治区又は直轄市の監獄管理機関の再審査を経た後、人民法院に裁定を申請しなければならない。

黒社会的性質を有する組織の組織者若しくは指導者又は悪勢力組織の首謀者を仮釈放するときは、前項に定める手続を適用する。

第三十七条

【原文】人民法院审理黑社会性质组织犯罪罪犯的减刑、假释案件，应当通知人民检察院、执行机关参加审理，并通知被报请减刑、假释的罪犯参加，听取其意见。

【訳文】人民法院は、黒社会的性質を有する組織の犯罪の受刑者の減刑又は仮釈放の事件を審理するに当たり、人民検察院及び執行機関に審理への参加を通知し、かつ、減刑又は仮釈放を申請された受刑者に参加を通知し、その意見を聴取しなければならない。

第三十八条

【原文】执行机关提出减刑、假释建议以及人民法院审理减刑、假释案件，应当充分考虑罪犯履行生效裁判中财产性判项、配合处置涉案财产等情况。

【訳文】執行機関が減刑又は仮釈放の建議を提出し、及び人民法院が減刑又は仮釈放の事件を審理するに当たっては、受刑者が確定裁判中の財産的判決事項を履行した状況、事件関係財産の処置に協力した状況等を十分に考慮しなければならない。

第4章 事件関係財産の認定及び処置（第四章 涉案财产认定和处置）

第三十九条

【原文】办理有组织犯罪案件中发现的可用以证明犯罪嫌疑人、被告人有罪或者无罪的各种财物、文件，应当依法查封、扣押。

公安机关、人民检察院、人民法院可以依照《中华人民共和国刑事诉讼法》的规定查询、冻结犯罪嫌疑人、被告人的存款、汇款、债券、股票、基金份额等财产。有关单位和个人应当配合。

【訳文】組織犯罪事件の処理において発見された、被疑者又は被告人が有罪であること又は無罪であることを証明するために用いることのできる各種の財物及び文書は、法により差し押さえ又は押収しなければならない。

公安機関、人民検察院及び人民法院は、《中華人民共和国刑事訴訟法》の規定により、被疑者又は被告人の預金、送金、債券、株式、ファンド持分等の財産を照会し及び凍結することができる。関係する法人その他の団体及び個人は、これに協力しなければならない。

第四十条

【原文】公安机关、人民检察院、人民法院根据办理有组织犯罪案件的需要，可以全面调查涉嫌有组织犯罪的组织及其成员的财产状况。

【訳文】公安機関、人民検察院及び人民法院は、組織犯罪事件の処理の必要に応じて、組織犯罪の嫌疑のある組織及びその構成員の財産状況を全面的に調査することができる。

第四十一条

【原文】查封、扣押、冻结、处置涉案财物，应当严格依照法定条件和程序进行，依法保护公民和组织的合法财产权益，严格区分违法所得与合法财产、本人财产与其家属的财产，减少对企业正常经营活动的不利影响。不得查封、扣押、冻结与案件无关的财物。经查明确实与案件无关的财物，应当在三日以内解除查封、扣押、冻结，予以退还。对被害人的合法财产，应当及时退还。

查封、扣押、冻结涉案财物，应当为犯罪嫌疑人、被告人及其扶养的家属保留必需的生活费用和物品。

【訳文】事件関係財物の差押え、押収、凍結及び処置は、法定の要件及び手続に厳格に従って行い、法により公民及び組織の合法的な財産権益を保護し、違法所得と合法的な財産、本人の財産とその家族の財産を厳格に区別し、企業の正常な経営活動への悪影響を減少させなければならない。事件と関係のない財物を差し押さえ、押収し又は凍結してはならない。調査により確かに事件と関係がないことが判明した財物については、3日以内に差押え、押収

又は凍結を解除し、返還しなければならない。被害者の合法的な財産は、速やかに返還しなければならない。

事件関係財物を差し押さえ、押収し又は凍結するときは、被疑者又は被告人及びその扶養する家族のために必要な生活費及び物品を留保しなければならない。

第四十二条

【原文】公安机关可以向反洗钱行政主管部门查询与有组织犯罪相关的信息数据，提请协查与有组织犯罪相关的可疑交易活动，反洗钱行政主管部门应当予以配合并及时回复。

【訳文】公安機関は、マネーロンダリング防止行政主管部門に対し、組織犯罪に関連する情報データを照会し、組織犯罪に関連する疑わしい取引活動の調査協力を要請することができる。マネーロンダリング防止行政主管部門は、これに協力し、速やかに回答しなければならない。

第四十三条

【原文】对下列财产，经县级以上公安机关、人民检察院或者人民法院主要负责人批准，可以依法先行出售、变现或者变卖、拍卖，所得价款由扣押、冻结机关保管，并及时告知犯罪嫌疑人、被告人或者其近亲属：

- （一）易损毁、灭失、变质等不宜长期保存的物品；
- （二）有效期即将届满的汇票、本票、支票等；
- （三）债券、股票、基金份额等财产，经权利人申请，出售不损害国家利益、被害人利益，不影响诉讼正常进行的。

【訳文】次に掲げる財産については、県級以上の公安機関、人民検察院又は人民法院の主たる責任者の承認を経て、法により先行して売却し、換価し、又は換価売却若しくは競売をすることができ、得られた代金は押収又は凍結をした機関が保管し、かつ、速やかに被疑者若しくは被告人又はその近親者に告知する。

- （1）損壊、滅失、変質等のおそれがあり、長期保存に適しない物品
- （2）有効期間が間もなく満了する為替手形、約束手形、小切手等
- （3）債券、株式、ファンド持分等の財産で、権利者の申請を経て、その売却が国家の利益及び被害者の利益を害せず、訴訟の正常な進行に影響を及ぼさないもの

第四十四条

【原文】公安机关、人民检察院应当对涉案财产审查甄别。在移送审查起诉、提起公诉时，应当对涉案财产提出处理意见。

在审理有组织犯罪案件过程中，应当对与涉案财产的性质、权属有关的事实、证据进行法庭调查、辩论。人民法院应当依法作出判决，对涉案财产作出处理。

【訳文】公安機関及び人民検察院は、事件関係財産について審査し選別しなければならない。審査起訴への移送及び公訴の提起の際には、事件関係財産についての処理意見を提出しなければならない。

組織犯罪事件の審理の過程においては、事件関係財産の性質及び権利帰属に関する事実及び証拠について法廷調査及び弁論を行わなければならない。人民法院は、法により判決をし、事件関係財産について処理しなければならない。

第四十五条

【原文】有组织犯罪组织及其成员违法所得的一切财物及其孳息、收益，违禁品和供犯罪所用的本人财物，应当依法予以追缴、没收或者责令退赔。

依法应当追缴、没收的涉案财产无法找到、灭失或者与其他合法财产混合且不可分割的，可以追缴、没收其他等值财产或者混合财产中的等值部分。

被告人实施黑社会性质组织犯罪的定罪量刑事实已经查清，有证据证明其在犯罪期间获得的财产高度可能属于黑社会性质组织犯罪的违法所得及其孳息、收益，被告人不能说明财产合法来源的，应当依法予以追缴、没收。

【訳文】組織犯罪の組織及びその構成員が違法に取得した一切の財物並びにその果実及び収益並びに禁制品及び犯罪の用に供した本人の財物は、法により追徴し、没収し、又は返還若しくは賠償を命じなければならない。

法により追徴し又は没収すべき事件関係財産が発見することができず、滅失し、又はその他の合法的な財産と混合し、かつ、分割することができないときは、その他の同等の価値の財産又は混合財産中の同等の価値の部分を追徴し又は没収することができる。

被告人が実行した黒社会的性質を有する組織の犯罪の罪の認定及び量刑の事実が既に解明され、その者が犯罪期間中に取得した財産が黒社会的性質を有する組織の犯罪の违法所得及びその果実又は収益に属する高度の蓋然性があることを証明する証拠があり、被告人が財産の合法的な出所を説明することができないときは、法により追徴し又は没収しなければならない。

第四十六条

【原文】涉案财产符合下列情形之一的，应当依法予以追缴、没收：

- （一）为支持或者资助有组织犯罪活动而提供给有组织犯罪组织及其成员的财产；
- （二）有组织犯罪组织成员的家庭财产中实际用于支持有组织犯罪活动的部分；
- （三）利用有组织犯罪组织及其成员的违法犯罪活动获得的财产及其孳息、收益。

【訳文】事件関係財産が次のいずれかに該当するときは、法により追徴し又は没収しなければならない。

- (1) 組織犯罪活動を支援し又はこれに資金を援助するために組織犯罪の組織及びその構成員に提供された財産
- (2) 組織犯罪の組織の構成員の家庭財産のうち実際に組織犯罪活動の支援に用いられた部分
- (3) 組織犯罪の組織及びその構成員の違法犯罪活動を利用して取得した財産並びにその果実及び収益

第四十七条

【原文】黑社会性质组织犯罪案件的犯罪嫌疑人、被告人逃匿，在通缉一年后不能到案，或者犯罪嫌疑人、被告人死亡，依照《中华人民共和国刑法》规定应当追缴其违法所得及其他涉案财产的，依照《中华人民共和国刑事诉讼法》有关犯罪嫌疑人、被告人逃匿、死亡案件违法所得的没收程序的规定办理。

【訳文】黒社会的性質を有する組織の犯罪事件の被疑者若しくは被告人が逃亡し若しくは身を隠し、指名手配後1年を経過しても出頭せず、又は被疑者若しくは被告人が死亡した場合において、《中華人民共和国刑法》の規定によりその違法所得その他の事件関係財産を追徴すべきときは、被疑者又は被告人の逃亡又は死亡の事件における違法所得の没収手続に関する《中華人民共和国刑事訴訟法》の規定により処理する。

第四十八条

【原文】监察机关、公安机关、人民检察院发现与有组织犯罪相关的洗钱以及掩饰、隐瞒犯罪所得、犯罪所得收益等犯罪的，应当依法查处。

【訳文】監察機関、公安機関及び人民検察院は、組織犯罪に関連するマネーロンダリング並びに犯罪所得及び犯罪所得の収益の隠蔽又は秘匿等の犯罪を発見したときは、法により調査処分しなければならない。

第四十九条

【原文】利害关系人对查封、扣押、冻结、处置涉案财物提出异议的，公安机关、人民检察院、人民法院应当及时予以核实，听取其意见，依法作出处理。

公安机关、人民检察院、人民法院对涉案财物作出处理后，利害关系人对处理不服的，可以提出申诉或者控告。

【訳文】利害関係人が事件関係財物の差押え、押収、凍結又は処置について異議を申し立てたときは、公安機関、人民検察院及び人民法院は、速やかに事実を確認し、その意見を聴取し、法により処理しなければならない。

公安機関、人民検察院又は人民法院が事件関係財物について処理した後、利害関係人は、その処理に不服があるときは、不服申立て又は告訴をすることができる。

第 5 章 国家業務人員の組織犯罪への関与の処理（第五章 国家工作人员涉有组织犯罪的处理）

第五十条

【原文】国家工作人员有下列行为的，应当全面调查，依法作出处理：

- （一）组织、领导、参加有组织犯罪活动的；
- （二）为有组织犯罪组织及其犯罪活动提供帮助的；
- （三）包庇有组织犯罪组织、纵容有组织犯罪活动的；
- （四）在查办有组织犯罪案件工作中失职渎职的；
- （五）利用职权或者职务上的影响干预反有组织犯罪工作的；
- （六）其他涉有组织犯罪的违法犯罪行为。

国家工作人员组织、领导、参加有组织犯罪的，应当依法从重处罚。

【訳文】国家業務人員が次に掲げる行為をしたときは、全面的に調査し、法により処理しなければならない。

- （1）組織犯罪活動を組織し、指導し、又はこれに参加したとき。
- （2）組織犯罪の組織及びその犯罪活動に援助を提供したとき。
- （3）組織犯罪の組織をかばい、又は組織犯罪活動を放任したとき。
- （4）組織犯罪事件の調査処理の業務において職務を怠り、又は瀆職行為をしたとき。
- （5）職権又は職務上の影響力を利用して反組織犯罪業務に干渉したとき。
- （6）その他組織犯罪に関わる違法犯罪行為をしたとき。

国家業務人員が組織犯罪を組織し、指導し、又はこれに参加したときは、法により重く処罰しなければならない。

第五十一条

【原文】监察机关、人民法院、人民检察院、公安机关、司法行政机关应当加强协作配合，建立线索办理沟通机制，发现国家工作人员涉嫌本法第五十条规定的违法犯罪的线索，应当依法处理或者及时移送主管机关处理。

任何单位和个人发现国家工作人员与有组织犯罪有关的违法犯罪行为，有权向监察机关、人民检察院、公安机关等部门报案、控告、举报。有关部门接到报案、控告、举报后，应当及时处理。

【訳文】監察機関、人民法院、人民検察院、公安機関及び司法行政機関は、協力及び連携を強化し、手掛かり処理の意思疎通の仕組みを確立し、国家業務人員がこの法律第 50 条に定

める違法犯罪をした疑いのある手掛かりを発見したときは、法により処理し、又は速やかに主管機関に移送して処理させなければならない。

いかなる法人その他の団体及び個人も、国家業務人員の組織犯罪に係る違法犯罪行為を発見したときは、監察機関、人民検察院、公安機関等の部門に事件を通報し、告訴し、又は告発する権利を有する。関係部門は、事件の通報、告訴又は告発を受けた後、速やかに処理しなければならない。

第五十二条

【原文】依法查办有组织犯罪案件或者依照职责支持、协助查办有组织犯罪案件的国家工作人员，不得有下列行为：

- （一）接到报案、控告、举报不受理，发现犯罪信息、线索隐瞒不报、不如实报告，或者未经批准、授权擅自处置、不移送犯罪线索、涉案材料；
- （二）向违法犯罪人员通风报信，阻碍案件查处；
- （三）违背事实和法律处理案件；
- （四）违反规定查封、扣押、冻结、处置涉案财物；
- （五）其他滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的行为。

【訳文】法により組織犯罪事件を調査処理し、又は職責に従って組織犯罪事件の調査処理を支援し若しくはこれに協力する国家業務人員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）事件の通報、告訴又は告発を受けたのに受理せず、犯罪の情報若しくは手掛かりを発見したのに隠して報告せず若しくは事実のとおりに報告せず、又は承認若しくは授權を得ずに無断で犯罪の手掛かり若しくは事件関係資料を処置し若しくは移送しないこと。
- （2）違法犯罪者に情報を漏らし、事件の調査処分を妨げること。
- （3）事実及び法律に反して事件を処理すること。
- （4）規定に違反して事件関係財物を差し押さえ、押収し、凍結し又は処置すること。
- （5）その他職権を濫用し、職務を怠り、又は私情にとらわれて不正を行う行為

第五十三条

【原文】有关机关接到对从事反有组织犯罪工作的执法、司法工作人员的举报后，应当依法处理，防止犯罪嫌疑人、被告人等利用举报干扰办案、打击报复。

对利用举报等方式歪曲捏造事实，诬告陷害从事反有组织犯罪工作的执法、司法工作人员的，应当依法追究责任；造成不良影响的，应当按照规定及时澄清事实，恢复名誉，消除不良影响。

【訳文】関係機関は、反組織犯罪業務に従事する法執行又は司法の業務人員に対する告発を受けた後、法により処理し、被疑者、被告人等が告発を利用して事件の処理を妨害し、又は打撃を加え報復することを防止しなければならない。

告発等の方法を利用して事実を歪曲し若しくは捏造し、反組織犯罪業務に従事する法執行又は司法の業務人員を誣告し陥れた者に対しては、法により責任を追及しなければならない。悪影響を生じさせたときは、規定に従って速やかに事実を明らかにし、名誉を回復し、悪影響を除去しなければならない。

第6章 国際協力（第六章 国际合作）

第五十四条

【原文】中华人民共和国根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家、地区、国际组织开展反有组织犯罪合作。

【訳文】中華人民共和国は、締結し若しくは加入した国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に従って、その他の国家、地域及び国際組織と反組織犯罪の協力を展開する。

第五十五条

【原文】国务院有关部门根据国务院授权，代表中国政府与外国政府和有关国际组织开展反有组织犯罪情报信息交流和执法合作。

国务院公安部门应当加强跨境反有组织犯罪警务合作，推动与有关国家和地区建立警务合作机制。经国务院公安部门批准，边境地区公安机关可以与相邻国家或者地区执法机构建立跨境有组织犯罪情报信息交流和警务合作机制。

【訳文】国务院の関係部門は、国务院の授權に基づき、中国政府を代表して外国政府及び関係国際組織と反組織犯罪の情報交流及び法執行協力を展開する。

国务院公安部門は、国境を越えた反組織犯罪の警察協力を強化し、関係国家及び地域との警察協力の仕組みの確立を推進しなければならない。国务院公安部門の承認を経て、辺境地区の公安機関は、隣接する国家又は地域の法執行機構と国境を越えた組織犯罪の情報交流及び警察協力の仕組みを確立することができる。

第五十六条

【原文】涉及有组织犯罪的刑事司法协助、引渡，依照有关法律的规定办理。

【訳文】組織犯罪に関わる刑事司法共助及び犯罪人引渡しは、関係法律の規定により処理する。

第五十七条

【原文】通过反有组织犯罪国际合作取得的材料可以在行政处罚、刑事诉讼中作为证据使用，但依据条约规定或者我方承诺不作为证据使用的除外。

【訳文】反組織犯罪の国際協力を通じて取得した資料は、行政処罰及び刑事訴訟において証拠として使用することができる。ただし、条約の規定により、又はわが国の承諾により証拠として使用しないものは、この限りでない。

第7章 保障措置（第七章 保障措施）

第五十八条

【原文】国家为反有组织犯罪工作提供必要的组织保障、制度保障和物质保障。

【訳文】国家は、反組織犯罪業務のために必要な組織上の保障、制度上の保障及び物質的保障を提供する。

第五十九条

【原文】公安机关和有关部门应当依照职责，建立健全反有组织犯罪专业力量，加强人才队伍建设和专业训练，提升反有组织犯罪工作能力。

【訳文】公安機関及び関係部門は、職責に従い、反組織犯罪の専門的な力量を確立し及び整備し、人材の育成及び専門的訓練を強化し、反組織犯罪業務の能力を高めなければならない。

第六十条

【原文】国务院和县级以上地方各级人民政府应当按照事权划分，将反有组织犯罪工作经费列入本级财政预算。

【訳文】国务院及び県級以上の地方各級人民政府は、事務権限の区分に従い、反組織犯罪業務の経費を当該級の財政予算に組み入れなければならない。

第六十一条

【原文】因举报、控告和制止有组织犯罪活动，在有组织犯罪案件中作证，本人或者其近亲属的人身安全面临危险的，公安机关、人民检察院、人民法院应当按照有关规定，采取下列一项或者多项保护措施：

- （一）不公开真实姓名、住址和工作单位等个人信息；
- （二）采取不暴露外貌、真实声音等出庭作证措施；

- （三）禁止特定の人接触被保护人员；
- （四）对人身和住宅采取专门性保护措施；
- （五）变更被保护人员的身份，重新安排住所和工作单位；
- （六）其他必要的保护措施。

【訳文】組織犯罪活動を告発し、告訴し若しくは阻止したことにより、又は組織犯罪事件において証言したことにより、本人又はその近親者の人身の安全が危険にさらされているときは、公安機関、人民検察院及び人民法院は、関係規定に従い、次に掲げる保護措置の1つ又は複数をとらなければならない。

- （1）実名、住所、勤務先等の個人情報を開示しないこと。
- （2）容貌、実際の声等を露出させない出廷証言の措置をとること。
- （3）特定の者が被保護者に接触することを禁止すること。
- （4）身体及び住居について専門的な保護措置をとること。
- （5）被保護者の身分を変更し、住所及び勤務先を改めて手配すること。
- （6）その他の必要な保護措置

第六十二条

【原文】采取本法第六十一条第三项、第四项规定的保护措施，由公安机关执行。根据本法第六十一条第五项规定，变更被保护人员身份的，由国务院公安部门批准和组织实施。公安机关、人民检察院、人民法院依法采取保护措施，有关单位和个人应当配合。

【訳文】この法律第61条第3号及び第4号に定める保護措置をとるときは、公安機関が執行する。この法律第61条第5号の規定により被保護者の身分を変更するときは、国务院公安部門が承認し、組織して実施する。

公安機関、人民検察院及び人民法院が法により保護措置をとるときは、関係する法人その他の団体及び個人は、これに協力しなければならない。

第六十三条

【原文】实施有组织犯罪的人员配合侦查、起诉、审判等工作，对侦破案件或者查明案件事实起到重要作用的，可以参照证人保护的规定执行。

【訳文】組織犯罪を実行した者が捜査、起訴、裁判等の業務に協力し、事件の解決又は事件の事実の解明に重要な役割を果たしたときは、証人保護の規定を参照して執行することができる。

第六十四条

【原文】对办理有组织犯罪案件的执法、司法工作人员及其近亲属，可以采取人身保护、禁止特定的人接触等保护措施。

【訳文】組織犯罪事件を処理する法執行又は司法の業務人員及びその近親者に対しては、身辺保護、特定の者の接触の禁止等の保護措置をとることができる。

第六十五条

【原文】对因履行反有组织犯罪工作职责或者协助、配合有关部门开展反有组织犯罪工作导致伤残或者死亡的人员，按照国家有关规定给予相应的待遇。

【訳文】反組織犯罪業務の職責を履行し、又は関係部門による反組織犯罪業務の展開に協力し若しくは協調したことにより負傷し、障害を負い又は死亡した者に対しては、国家の関係規定に従って相応の待遇を与える。

第8章 法律責任（第八章 法律责任）

第六十六条

【原文】组织、领导、参加黑社会性质组织，国家机关工作人员包庇、纵容黑社会性质组织，以及黑社会性质组织、恶势力组织实施犯罪的，依法追究刑事责任。

境外的黑社会组织的人员到中华人民共和国境内发展组织成员、实施犯罪，以及在境外对中华人民共和国国家或者公民犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】黒社会的性質を有する組織を組織し、指導し若しくはこれに参加し、国家機関業務人員が黒社会的性質を有する組織をかばい若しくは放任し、又は黒社会的性質を有する組織若しくは悪勢力組織が犯罪を実行したときは、法により刑事責任を追及する。

境外の黒社会組織の人員が中華人民共和国の境内に来て組織の構成員を勧誘し若しくは犯罪を実行し、又は境外で中華人民共和国の国家若しくは公民に対して罪を犯したときは、法により刑事責任を追及する。

第六十七条

【原文】发展未成年人参加黑社会性质组织、境外的黑社会组织，教唆、诱骗未成年人实施有组织犯罪，或者实施有组织犯罪侵害未成年人合法权益的，依法从重追究刑事责任。

【訳文】未成年者を勧誘して黒社会的性質を有する組織若しくは境外の黒社会組織に参加させ、未成年者を教唆し若しくは誘い欺いて組織犯罪を実行させ、又は組織犯罪を実行して未成年者の合法的な權益を侵害した者は、法により重く刑事責任を追及する。

第六十八条

【原文】对有组织犯罪的罪犯，人民法院可以依照《中华人民共和国刑法》有关从业禁止的规定，禁止其从事相关职业，并通报相关行业主管部门。

【訳文】組織犯罪の受刑者に対しては、人民法院は、《中華人民共和国刑法》の職業従事禁止に関する規定により、関連する職業に従事することを禁止し、かつ、関連する業界主管部门に通報することができる。

第六十九条

【原文】有下列情形之一的，尚不构成犯罪的，由公安机关处五日以上十日以下拘留，可以并处一万元以下罚款；情节较重的，处十日以上十五日以下拘留，并处一万元以上三万元以下罚款；有违法所得的，除依法应当退还被害人的以外，应当予以没收：

- （一）参加境外的黑社会组织的；
- （二）积极参加恶势力组织的；
- （三）教唆、诱骗他人参加有组织犯罪组织，或者阻止他人退出有组织犯罪组织的；
- （四）为有组织犯罪活动提供资金、场所等支持、协助、便利的；
- （五）阻止他人检举揭发有组织犯罪、提供有组织犯罪证据，或者明知他人有有组织犯罪行为，在司法机关向其调查有关情况、收集有关证据时拒绝提供的。

教唆、诱骗未成年人参加有组织犯罪组织或者阻止未成年人退出有组织犯罪组织，尚不构成犯罪的，依照前款规定从重处罚。

【訳文】次のいずれかに該当し、まだ犯罪を構成しない者は、公安機関が5日以上10日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。情状が比較的重いときは、10日以上15日以下の拘留に処し、1万元以上3万元以下の過料を併科する。違法所得があるときは、法により被害者に返還すべきものを除き、没収しなければならない。

- （1）境外の黒社会組織に参加したとき。
 - （2）悪勢力組織に積極的に参加したとき。
 - （3）他人を教唆し若しくは誘い欺いて組織犯罪の組織に参加させ、又は他人が組織犯罪の組織から脱退することを阻止したとき。
 - （4）組織犯罪活動のために資金、場所等の支援、協力又は便宜を提供したとき。
 - （5）他人が組織犯罪を検挙し若しくは告発し若しくは組織犯罪の証拠を提供することを阻止し、又は他人に組織犯罪行為があることを知りながら、司法機関がその者に関連する状況を調査し若しくは関連する証拠を収集する際にその提供を拒んだとき。
- 未成年者を教唆し若しくは誘い欺いて組織犯罪の組織に参加させ、又は未成年者が組織犯罪の組織から脱退することを阻止し、まだ犯罪を構成しない者は、前項の規定により重く処罰する。

第七十条

【原文】违反本法第十九条规定，不按照公安机关的决定如实报告个人财产及日常活动的，由公安机关给予警告，并责令改正；拒不改正的，处五日以上十日以下拘留，并处三万元以下罚款。

【訳文】この法律第 19 条の規定に違反して、公安機関の決定に従って個人の財産及び日常活動を事実のとおりに報告しない者は、公安機関が警告し、かつ、是正を命ずる。是正を拒んだときは、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、3 万元以下の過料を併科する。

第七十一条

【原文】金融机构等相关单位未依照本法第二十七条规定协助公安机关采取紧急止付、临时冻结措施的，由公安机关责令改正；拒不改正的，由公安机关处五万元以上二十万元以下罚款，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以下罚款；情节严重的，公安机关可以建议有关主管部门对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

【訳文】金融機関等の関連する法人その他の団体がこの法律第 27 条の規定に従って公安機関による緊急支払停止又は臨時凍結の措置に協力しなかったときは、公安機関が是正を命ずる。是正を拒んだときは、公安機関が 5 万元以上 20 万元以下の過料に処し、かつ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を 5 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、公安機関は、関係主管部門に対し、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に法により処分を科するよう建議することができる。

第七十二条

【原文】电信业务经营者、互联网信息服务提供者有下列情形之一的，由有关主管部门责令改正；拒不改正或者情节严重的，由有关主管部门依照《中华人民共和国网络安全法》的有关规定给予处罚：

（一）拒不为侦查有组织犯罪提供技术支持和协助的；

（二）不按照主管部门的要求对含有宣扬、诱导有组织犯罪内容的信息停止传输、采取消除等处置措施、保存相关记录的。

【訳文】電気通信業務経営者又はインターネットサービス提供者が次のいずれかに該当するときは、関係主管部門が是正を命ずる。是正を拒み、又は情状が重いときは、関係主管部門が《中華人民共和國ネットワーク安全法》の関係規定により処罰する。

（1）組織犯罪の捜査のために技術的支援及び協力を提供することを拒んだとき。

（2）主管部門の要求に従って、組織犯罪を宣伝し又は誘導する内容を含む情報について送信を停止し、削除等の処置措置をとり、又は関連する記録を保存しなかったとき。

第七十三条

【原文】有关国家机关、行业主管部门拒不履行或者拖延履行反有组织犯罪法定职责，或者拒不配合反有组织犯罪调查取证，或者在其他工作中滥用反有组织犯罪工作有关措施的，由其上级机关责令改正；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】関係国家机关又は業界主管部門が反組織犯罪の法定職責の履行を拒み若しくは遅延させ、反組織犯罪の調査及び証拠収集への協力を拒み、又はその他の業務において反組織犯罪業務に関する措置を濫用したときは、その上級機関が是正を命ずる。情状が重いときは、責任を負う指導者及び直接責任者に対して法により処分を科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第七十四条

【原文】有关部门和单位、个人应当对在反有组织犯罪工作过程中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私予以保密。违反规定泄露国家秘密、商业秘密和个人隐私的，依法追究法律责任。

【訳文】関係部門、法人その他の団体及び個人は、反組織犯罪業務の過程において知り得た国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて秘密を保持しなければならない。規定に違反して国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシーを漏洩したときは、法により法的責任を追及する。

第七十五条

【原文】国家工作人员有本法第五十条、第五十二条规定的行为，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

【訳文】国家業務人員がこの法律第 50 条又は第 52 条に定める行為をし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。まだ犯罪を構成しないときは、法により処分を科する。

第七十六条

【原文】有关单位和个人对依照本法作出的行政处罚和行政强制措施决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

【訳文】関係する法人その他の団体及び個人は、この法律に基づいてされた行政処罰及び行政強制措置の決定に不服があるときは、法により行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第 9 章 附則（第九章 附 則）

第七十七条

【原文】 本法自 2022 年 5 月 1 日起施行。

【訳文】 この法律は、2022 年 5 月 1 日から施行する。